

規制緩和を含む司法改革が弁護士にもたらした変化について

山本 実（立教大学大学院修了）

1. はじめに

1. 本研究の動機

朝日新聞デジタルは、「法曹¹養成見直し、有識者会議の設置を閣議決定」と題し、次のように報じた。『法科大学院の志願者減少や弁護士の就職難で混迷している法曹養成制度を大幅に見直すため、政府は2012年8月21日、有識者らによる「法曹養成制度検討会議（座長＝佐々木毅学習院大教授）の設置を閣議決定した。今月末にも議論を始め、法曹人口の目標数や法科大学院の統廃合などについて1年以内に結論をまとめる。（略）現行制度の見直しを巡っては、法務・文部科学両省が中心となって昨年5月から、裁判官、検察官、弁護士の法曹三者の代表や有識者で作る「法曹の養成に関するフォーラム」で検討してきた。だが、結論をどう生かすかが規定されていなかったため、フォーラムのメンバーを増員して検討結果を引き継ぐ形で、権限と責任を明確にした検討会議を新設することにした。事務局は法務省に置き、結論を踏まえて政府が行程表を作成し改善策を取る。法曹人口の目標を「5万人規模」とした司法制度改革の意見書²（2001年）を受けて政府は10年頃までに司法試験合格者数を年間3千人にするという目標を立て、養成機関として04年に法科大学院を新設した。全国で74校が開校した

が、修了者の7～8割と想定していた合格率は2割台に低迷。合格者2千人台で頭打ちになり、3千人の目標は達成できなかった³。法科大学院の志願者は急減し、撤退を決めた大学院はすでに5校に。一方で、弁護士が大幅に増えたため、試験に合格しても就職できないケースが深刻化している。総務省は、2012年4月、年間3千人の司法試験の合格者数は多すぎるとして見直しを勧告。日本弁護士連合会なども法科大学院の定員や合格者数の削減を求めている』⁴

この引用記事にも述べられているとおり、わが国では2000年度初頭から司法制度改革が始まり、これまでは当初の計画に沿った形で進められてきた。同時に、法科大学院制度及び法曹人口についての議論が、最近は特に活発に行われてきた。そして、2012年、総務省は「法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する政策評価書」（以下「政策評価書」という）を公表した。これにより総務省は、司法制度改革の推移を検証した結果、早急に議論すべき課題があることを認めた。そして、法曹養成制度検討会議の設置により、政府としてもそれを認めた、と考えられる。

2. 本研究の目的

筆者は、2008年に「弁護士及び弁護士事務所の経営戦略」という修士レポート（以下「筆者

修士論文」という)と、その要約版⁵(以下「筆者要約版」という)において、主に経営学及び経済学並びに法律学の知見を用いて、法曹人口の増加とその影響についても検証と推定を行った。検証と推定は2007年に行ったため、5年を経過した2012年、冒頭に引用した新聞記事や政策評価書のように、行政における大きな動きがあったことを契機として、自らの推定と司法制

度改革の動きを検証し、今後の課題を抽出する。

II. 司法制度改革の推移と弁護士数の増加

1. 弁護士数の推移

日本弁護士連合会編著による「弁護士白書2011年版」によると、2011年3月末日現在の弁護士数(弁護士登録者数)は、30,485人であった。

図表1 弁護士数の推移



出所：日本弁護士連合会編著(2011年)『弁護士白書2011年版』日本弁護士連合会 p.72 を基に筆者作成

弁護士数の推移を図表1で見ると、1950年以降一貫して弁護士数は増加してきたことがわかる。1960年から2000年までは10年毎に2,000人から3,000人程度の増加であったが、2000年から2005年までの間に4,059人増加した。なお、2000年から2010年の増加は11,663人であり、2000年以前に比べ大幅に増加した。

2. 2000年以降の弁護士数の増加の理由

2000年以降の弁護士の大幅な増加の理由

は、2002年3月19日に閣議決定された司法制度改革推進計画(以下「推進計画」という)である。推進計画では法曹人口について「現在の法曹人口が、わが国社会の法的需要に十分に対応することができていない状況にあり、今後の法的需要の増大をも考え併せると、法曹人口の大幅な増加が急務となっていることを踏まえ、司法試験の合格者の増加に直ちに着手することとし、後記の法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年(2010年)頃に

は司法試験の合格者数を年間 3,000 人程度とすることを旨とする」とした。さらに「平成 14 年（2002 年）に 1,200 人程度に、平成 16 年（2004 年）に 1,500 人程度に増加させることとし、所要の措置を講ずる」とした。

3. 実際の司法試験合格者数と推進計画

ここまでは弁護士数とその増加について述べた。次にその増加は推進計画どおりに進んでいるのか、という点について検討する。

図表 2 司法試験合格者数の推移及び推進計画が想定した司法試験合格者数

西暦	1950 年	1960 年	1970 年	1980 年	1990 年	1995 年	2000 年	2001 年	2002 年
実合格者	269	345	507	486	499	738	994	900	1,183
推進計画									1,200
西暦	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年	2007 年	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年
実合格者	1,170	1,483	1,464	1,558	2,099	2,209	2,135	2,133	2,063
推進計画		1,500						3,000	

出所：日本弁護士連合会編著（2011 年）『弁護士白書 2011 年版』日本弁護士連合会 p.92 他を基に筆者作成

図表 2 は、実際の司法試験合格者数（以下、司法試験合格者を「合格者」という）と推進計画による合格想定者数を比較したものである。平成 14 年（2002 年）と平成 16 年（2004 年）は推進計画どおりに合格者が増えている。しかし、平成 22 年（2010 年）の合格者数について、推進計画では 3,000 人としていたにもかかわらず、実際の合格者は 2,133 人であった。合格者数は 2007 年以降、2,100 人から 2,200 人程度で安定して推移しており、3,000 人に向けて増加しているようにはみえない。

4. 2008 年時点における筆者の推定

2008 年に筆者は筆者修士論文及び筆者要約版の中で、2007 年までの経過を踏まえ、法曹人口について、「弁護士は、その仕事の基となる事件数を上回る伸びで増えると推定でき（る）」と記述し、毎年の司法試験合格者数 3,000 人は、過剰であることを示唆した。

5. 弁護士増加の影響

弁護士の増加に伴う影響、特に、司法試験合格者を年間 3,000 人程度まで引き上げることを目指すこと、すなわち、弁護士数が大きく増加することに関しては、早くも 2008 年から活発な議論が展開され、現在も続いている。

(1) 日本弁護士連合会

日本弁護士連合会は、平成 20 年（2008 年）7 月、平成 21 年（2009 年）3 月、平成 23 年（2011 年）3 月、の 3 回、法曹人口に関する緊急提言を行った。

①平成 20 年（2008 年）7 月

提言の理由 (3) において「(司法試験合格者数 3,000 人を目指すという推進計画における：筆者加筆) 目標数値自体にこだわることなく慎重な審議を求め、当面の法曹人口増員のペースダウンを求めるものである」

②平成 21 年（2009 年）3 月

第五「法曹人口 5 万人と年間 3,000 人増員について」において「法曹養成制度が成熟途上にあること及び制度的基盤が未整備である

こと等の状況をも考慮すると、2010年頃に年間合格者数を3,000人とした当初の数値目標にこだわることは適切ではない」

③平成23年（2011年）3月

6. において「当連合会は、政府及び関係諸機関に対し、当面の緊急対策として、司法試験合格者数を現状よりさらに相当数減員することを求める」

(2) 国会議員

①平成21年（2009年）4月：法曹養成と法曹人口に関する緊急提言（自由民主党・法曹養成と法曹人口を考える国会議員の会）

5. 法曹人口のあり方について、において「法曹人口のあり方を考える際、法曹の需要が飽和し始めている現実を重く受け止めなければならない。今後は不断に法曹の需要を検証し、国民の信頼に足る法曹の質を確保しながら、過剰な法曹人口を作り出さないようにしなければならない」

②平成21年（2009年）7月：法曹人口のあり方と法曹養成制度の改善方策に関する検討プロジェクトチーム中間まとめ案（民主党・法曹人口のあり方と法曹養成制度の改善方策に関する検討プロジェクトチーム）

第1において「法曹人口については、平成22年（2010年）頃には新司法試験合格者数3,000人を目指すと言われていたが、実際には平成20年（2008年）で2,065人（旧試験合格者144人で合計は2,209人）であり、実現は極めて困難である。当分の間は3,000人を目指しながらも、より穏やかに増加を考えるべきではないかという意見もあり、適正な法曹人口はどのくらいか、適正な毎年の合格者数はどのくらいかなどを慎重に検討しなければならない」さらに「適正な弁

護士人口については、必要な調査などを行って慎重に判断すべきであるが、現実には弁護士志望者の就職難の状況が認められるので、弁護士を上回る供給が続いている可能性が高い」

6. 政策評価書における評価

政策評価書は、法曹人口の増加と司法試験合格数に関して、「3,000人合格目標の達成状況と影響」において、次のとおり評価した。

「推進計画における、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年（2010年）頃には司法試験の合格者数を3,000人程度とするの目標について、実際の合格者数は、平成22年（2010年）は2,133人、23年が2,069人となっており、目標の3,000人の7割弱の達成率となっている」「なお、利用者である国民の立場からすると、（中略）ただちに3,000人を達成しなければならないほどの大きな支障は確認されていない。一方、3,000人の目標に達してはいなくても、現在の需要規模の中、年間2,000人規模の合格者が輩出されるようになったことで、新たに、就職難や即独⁶の発生が重要な課題として指摘されている。

「さらに当省（＝総務省）が行った意識調査において、法曹人口が拡大したことにより、弁護士の雇用環境が悪化（いわゆる「就職難」が発生）しているとの項目に対し、専任教員の81.0%、新弁護士の97.6%、97.2%が「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と肯定する回答をしている」「このように、現状では3,000人合格目標は達成されていないものの、法曹人口の拡大の根拠となった需要の大幅な拡大・顕在化はしておらず、3,000人

未達成による支障は確認されていないが、一方、現状の2,000人規模の合格者数でも就職難の発生やOJT不足などの課題が指摘されている。」

Ⅲ. 弁護士の需要、すなわち弁護士の仕事量について

Ⅱ. において、特に近年の弁護士増加について検討を加えた。

続いて、Ⅲ. では弁護士の供給、すなわち弁護士数の増加に対して、弁護士の需要、すなわち弁護士の仕事量がどのように変化したのかについて、検証する。

1. 弁護士の需要、すなわち弁護士の仕事量増加の根拠

弁護士の仕事量の増加についての根拠を述べた主要な文書として、司法制度改革審議会設置法に基づき設置された司法制度改革審議会(以下「審議会」という)が、平成13年(2001年)6月13日に内閣に提出した「司法制度改革審議会意見書」(以下「審議会意見書」という)がある。

審議会意見書は、法曹人口について、「平成22(2010)年頃には司法試験の合格者数の年間3,000人達成を目指すべき、であること及び、平成30(2018)年頃までには、実働法曹人口は5万人規模(法曹1人当たりの国民の数は約2,400人)に達することが見込まれる」と述べた。

そして、「今後、国民生活の様々な場面における法曹需要は、量的に拡大されるとともに、質的にますます多様化、高度化することが予想される。」とし、さらに「その要因としては、

経済・金融の国際化の進展や人権、環境問題等の地球的課題や国際犯罪等への対処、知的財産権、医療過誤、労働関係等の専門的知見を要する法的紛争の増加、『法の支配』を全国あまねく実現する前提となる弁護士人口の地域的偏在の是正(いわゆる『ゼロ・ワン』の解消)の必要性、社会経済や国民意識の変化を背景とする『国民の社会生活上の医師』としての法曹の役割の拡大」と需要増加の理由に挙げている。

しかし、法曹一人当たりの国民数の国際比較以外、定性的な理由を述べたに過ぎず、弁護士の需要、すなわち弁護士の仕事量についての定量的な分析は、明らかに不十分であった。

2. 2008年時点における筆者の推定

筆者は筆者修士論文と筆者要約版において、「弁護士数の増加ほど事件数は増加しないため、激しい競争が発生する」という推定を、将来にわたる弁護士数の予測と地方裁判所における通常民事訴訟事件数を基に行った。そして「(前略)弁護士が扱う事件数は、今後も増加する可能性はあるものの、弁護士数の急速な増加率を補うような増加ではない、と推定することができる。(略)それは、弁護士(事務所)が、現在よりも、より激しい競争に晒される可能性が高い、と言えることを示している」と推定した。

3. 政策評価書の評価

政策評価書は、弁護士の需要、すなわち弁護士の仕事量について、次のとおり評価した。

(1) 弁護士数と仕事量の比較検討

まず、弁護士を含む法曹の人口増加について

て、「平成 13（2001）年度の法曹人口は 2 万 1,864 人であったものが、平成 23（2011）年度には 3 万 5,159 人と 1 万 3,295 人増加し、平成 13（2001）年度の 1.6 倍となっている。その内訳をみると法曹のいずれも増加しているが、特に弁護士の増加が顕著（増加した法曹のうち 92.3%が弁護士）であった。平成 23（2011）年度の弁護士数は、平成 13（2001）年度と比べ 1 万 2,272 人（1.7 倍）の増加、裁判官と検察官は平成 13（2001）年度と比べともに 1.3 倍となった」と述べている。次に仕事量について「全裁判所の新受件数は平成 13（2001）年度の約 563.2 万件から平成 22（2010）年度の 431.8 万件と減少し、弁護士 1 人当たりに換算すると、平成 13（2001）年度が約 308.7 件、平成 22（2010）年度が 149.8 件と減少している。また、実際に弁護士の関与した裁判・調停の件数は、平成 13（2001）年度の約 32.6 万件から平成 22（2010）年度の 49.0 万件と増加しており、これを弁護士 1 人当たりで見ると、平成 13（2001）年度が 18 件、平成 22（2010）年度が 17 件となっている。」と述べ、弁護士一人当たりの新受件数、裁判・調停の件数ともに、平成 13（2001）年度より平成 22（2010）年度の方が減少していたことが分かる。

（2）需要と法曹人口の現状

さらに政策評価書は、法曹人口の問題についても、次のとおり、総合的に評価した。

「法曹人口の増員ペースに（年間合格者数）に関しては、当初の議論において、具体的なデータ分析による需要動向の将来予測に基づき、目標が出されていたわけではなく、3,000 人合格目標については、合格率の低

下傾向からみても、近い将来の達成は見込み難い。一方弁護士の活動領域の拡大、弁護士関与事件数の増加などの需要拡大はあるものの量的に小さく、法曹の利用者である国民の立場からみても 3,000 人が合格していないことによる大きな支障は認められていない。今後需要が拡大される可能性も否定されるものではないが、現状は 2,000 人規模の増員ペース（年間合格者数）を吸収する需要は顕在化しておらず、現在の需要規模と増員ペースの下、弁護士の供給過多となり、新人弁護士の就職難や即独、ノキ弁が発生・増加し、OJT 不足による質の低下などの課題が指摘される状況となっている」

IV. 弁護士間の競争の激化とその影響

1. 弁護士報酬の規制緩和

（1）弁護士報酬の規制緩和

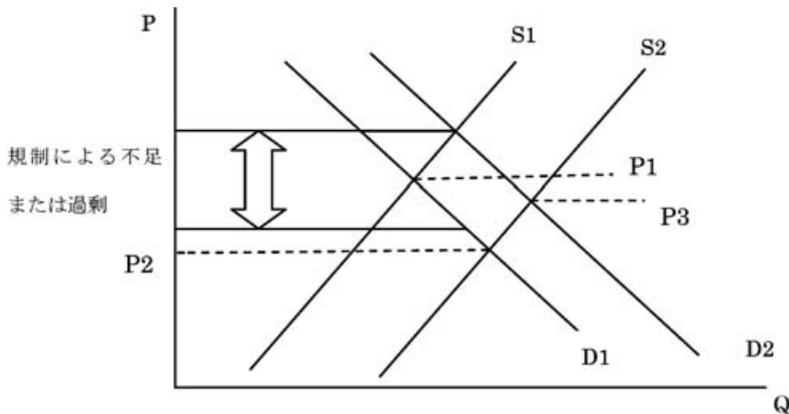
2003 年の通常国会において、弁護士法が大幅に改正されたが、その中には、弁護士会の報酬規定の廃止も含まれていた。すなわち、弁護士法の第 33 条と第 46 条から、弁護士の報酬に関する標準を示す規定がなくなり、その結果、日本弁護士連合会及び弁護士会が報酬規定を定めることは独占禁止法違反になることとなった。

それにより、弁護士業界から価格規制が撤廃され、需要と供給によってのみ価格が決まる、いわゆる価格決定メカニズムが弁護士にも適用される状態が整ったのである。

（2）弁護士の増加及び仕事量並びに報酬の規制緩和の関係性

Ⅱ. とⅢ. において、弁護士の供給、すなわ

図表3 弁護士の需給曲線



出所: Paul Heyne (2000) The Economic way of thinking Upper Saddle River, N.J.: Prentice Hall, p.227 (邦訳: 木村憲二, 鈴木多加史, 福井南海夫訳 (2003年) 『経済学入門—経済学の考え方—』株式会社ピアソンエデュケーション) を参考に著者作成

ち弁護士の増加が、弁護士の需要、すなわち弁護士の仕事量の増加を上回っていることについて検証した。併せて前項では、弁護士報酬の規制廃止により、弁護士報酬も価格メカニズムによって決定する条件が整ったことを説明した。

その結果、弁護士は、これまでより多くの仕事をしなければ、従来所得すら得られなくなることを推定できる。このことについて、図表3を用いて説明する。

司法制度改革以前の弁護士の供給量を供給曲線S1、仕事量を需要曲線D1とした場合、均衡点はP1であるが、報酬規定という規制により価格は固定化されていたため、価格は必ずしも均衡点で決定していたとは限らず、どちらかという価格は、弁護士の供給、すなわち弁護士数に不足が生じていた可能性がより高いことから、P1より高めに設定されていたと推定される。

そして、司法制度改革後、特に2007年以降の弁護士の急速な増加は、供給曲線を右に移動させS2になったと仮定する。さらに、例えば、需要曲線をD1のまま、すなわち仕事

量が以前から変化がなく、一定としたならば、均衡点はP2となる。そうすると、P1より価格は下落する、つまり、弁護士の増加により弁護士の供給が増えたにもかかわらず、仕事量に変化がない場合、弁護士の収入は下落すると推定できる。

そして、Ⅲ. で検討したとおり、弁護士の増加ほどでないにせよ仕事量も増加する場合、需要曲線も右に移動させD2とし、S2との均衡点を探るとP3となり、P1の価格に及ばない可能性がある。P3においては、P2ほどでないにせよ、弁護士の収入は、P1より下落する可能性が高いと理論上推定できる。

以上より、従前と同じ仕事をしていては所得が減少するため、所得を維持乃至多くするためにはより多くの仕事をしなければならない、ということが理論上検証できる。換言すると、所得が低くなったということが検証できれば、弁護士の需要、すなわち仕事量よりも弁護士の供給、すなわち弁護士の増加の程度が大きいと推定できることになる。

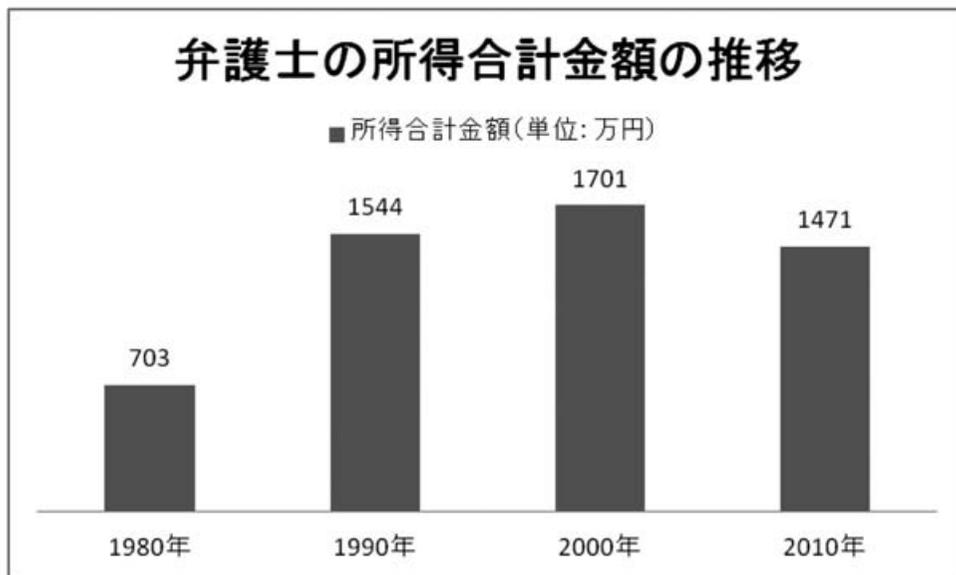
2. 所得の推移

(1) データによる弁護士の所得合計金額の推移

図表4は、「弁護士業務の経済的基盤に関する実態調査報告書2010」（以下「2010年経

済基盤調査」という）に基いて作成した弁護士の所得金額の推移である。この調査は、日本弁護士連合会において、1980年より10年毎に行われている。

図表4 弁護士の所得合計金額の推移



出所：『自由と正義第62巻第6号臨時増刊』日本弁護士連合会 p.124 他を基に筆者作成

そして、図表4を含めて、2010年経済基盤調査では、弁護士の所得については、以下のとおりである。すなわち、所得合計額の全国平均は1,471万円で中央値は959万円である（回答数1,280）。過去においては、弁護士の活動による所得の平均値及び中央値は、1980年には平均703万円で中央値不明、1990年には平均1,544万円で中央値1,103万円、2000年には平均1,701万円で中央値1,300万円であった。これまでのデータを比較すると、2010年の調査結果は、2000年に比べ平均値で230万円、中央値で341万円の減少となっており、1990年の結果に近いものの、1990年調査を下回っている。

なお、2000年と2010年の調査では次の

ような違いがある。2000年の調査における「所得」とは弁護士活動に基づく所得に限られているのに対し、2010年調査では確定申告書に基づく所得であり、弁護士活動以外における所得（その他の事業による所得や不動産所得など）も含まれる可能性がある。また2010年調査では、経験年数10年未満の弁護士の回答が、回答者の43%であるのに対し、2000年調査では27.5%であった。ちなみに、2010年経済基盤調査において、経験年数別の所得についても分析が行われており、経験年数10年未満より、10年以上の方が所得の多いことが分かっている。従って、経験年数が10年未満の弁護士の回答が多いことは、所得金額の平均を下げている要因である

と考えられるが、司法制度改革の結果、2007年以降、大幅に弁護士が増加したことを考慮すれば、経験年数10年未満の回答が多くなったことは理解でき、実態を反映していると考えて差し支えないだろう。

(2) 2008年時点における筆者の推定

2008年時点において筆者は、筆者修士論文と筆者要約版において次のように推定した。

「その後の弁護士の増加と仕事量の増加の関係、及び規制撤廃による価格メカニズムの適用などを総合的に考慮すると、より激しい競争が生じる。そして、弁護士の収入が仕事を増やさない限りは下落する」

(3) 政策評価書における評価

次のような記述があるものの、根拠を示し

て検討を行うまでには至っていない。

「(前略) 弁護士1人当たりの事件数・受任事件数は全国的にみると減少傾向にある。こうした事件数の減少により、収入が低下したという意見が意識調査において多数みられている」

(4) 弁護士の所得合計金額の推移から推定できること

2010年の弁護士の所得は、1990年調査に及ばない水準であり、2000年の調査と比べると明らかに低下している。特に2000年まで上昇し続けた弁護士の所得が、2010年に急激に下落したことについて、弁護士の増加という供給面の増加が、仕事量という需要の増加を上回った結果であると考えれば、理論とも整合する。

図表5 最近5年間の弁護士未登録者推移

	弁護士登録者	弁護士未登録者	未登録割合
2007年	2,110	37	1.72%
2008年	2,094	54	2.51%
2009年	2,071	91	4.21%
2010年	1,849	123	6.24%
2011年	1,787	192	9.70%

出所：日本弁護士連合会調査「法律事務所の弁護士求人アンケート2011」

3. 弁護士未登録者の増加と課題

(1) 弁護士未登録者⁷の増加

司法修習終了後、司法試験合格者は、原則的に法曹三者のうちの何れかに職を得ると従

来は理解されてきた。しかし、司法試験合格者の増加の結果、図表5のように、司法修習を終了したにもかかわらず、法曹に職を得ない者が少しずつ増加している。

図表6 最近6年間の弁護士事務所求人人数（アンケート回答事務所のみを集計）

	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
弁護士志望	約2,210	約2,150	約2,110	約1,970	約1,980	約1,900
求人回答数	875	805	809	559	413	255

出所：日本弁護士連合会調査「法律事務所の弁護士求人アンケート2011」

(2) 弁護士求人予定数の減少

一方、日本弁護士連合会は、司法修習生の終了期別に、その採用予定数をあらかじめ弁護士事務所にアンケートでヒアリングしている。このアンケートは、実施時期が司法修習の終了1年前あること、及び、アンケートの回答率が2011年は18.07%であること等の留意すべき事情があるものの、毎年同時期に広く法律事務所に対し行っているアンケートであるため、弁護士事務所の求人傾向を推定する材料にはなり得ると思われる。

図表6において、2006年の求人予定数は875人、以降、2007年は805人、2008年は809人、2009年は559人、2010年は413人、2011年は255人であった。また、弁護士の志望人数は、特に2009年以降ほとんど変わらず、むしろ微減傾向にある。そうすると、求人予定数の減少は少なくとも、弁護士登録者の弁護士事務所への就職の競争が年々激しくなっていることを意味している。

(3) 弁護士の余剰と失業の概念の類似性

弁護士未登録者の増加と求人予定数の減少は、弁護士の需給が均衡点に近付いている、又は、弁護士に余剰が既に発生している可能性も考えられ、しかも次の2つの失業に関する定義と併せて考えると失業に似た状況まで発生している可能性も否定できない。

①需要不足失業、すなわち景気後退期に労働需要が雇用の受け皿が減少することにより生じる失業のこと。なお、弁護士業界は労働供給が増えすぎて、雇用の受け皿が減少する状況が生じていると思われる。

②構造的失業、すなわち企業が求める人材と求職者の持っている特性などが異なることにより生じる失業のこと。なお弁護士は、弁

護士事務所等が求める人材と、弁護士登録希望者が持っている特性などが異なる可能性がある。

V. まとめ及び今後の課題

1. まとめ（本稿の結論とその理由）

本稿では主に、弁護士の供給、すなわち弁護士の増加と、弁護士の需要、すなわち仕事量、という両者の関係がどのように推移し、その結果、どのような課題が生じたのか、ということについて検討・検証した。

現時点において、司法改革後の弁護士の増加は、仕事量の増加を上回っていると考えることが十分に可能である。そして、弁護士の需給関係は、均衡点に達する直前か、又は、既に弁護士の供給過多となっている可能性も考えられ、競争状態にあると推定することが可能である。さらに、これらの変化は、弁護士の平均所得の低下及び弁護士の余剰等、これまで弁護士業界にみられなかった新たな問題を生じさせている。

2. 今後の課題

筆者は筆者修士論文において、弁護士が特に弁護士事務所経営において、自由競争下に置かれることを指摘した上で、それを分析するためには経済学、競争を勝ち抜くためには経営学、それぞれの理論を用いることが有用である、と提案した。続けて、筆者修士論文では、2007年当時の弁護士が経営戦略やマーケティングについてどのように考えているかをアンケート調査し、その結果を踏まえた上で、具体的な経営戦略及びマーケティング方法を提案した。

筆者修士論文の作成から5年が経過し、弁護士（業界）の変化を本稿で検討・検証することができた。しかし、これらの課題を解決するための方法については本稿で提示していない。

従って、新たにアンケート及びヒアリング調査を実施した上で、2007年の調査との比較、及び、法科大学院に関する諸問題等、他の司法制度改革に関する考察、さらに、諸外国の状況をも勘案した、総合的な内容の論文を作成することが、次の課題である。

【注】

- 1 法曹とは、裁判官・検察官・弁護士の総称である。法曹三者と同義。
- 2 司法制度改革審議会意見書のことを指していると考えられる。
- 3 本稿執筆時点で、司法試験年間合格目標3,000人という目標は、取消乃至撤回の予定はない。
- 4 朝日新聞デジタル 2012年8月21日
- 5 立教大学ビジネスデザイン研究科 [2008] 『ビジネスデザイン研究』第5号、pp199-211
- 6 即独とは、司法修習終了後、弁護士事務所等の勤務経験を経ずに、弁護士事務所を開業することを指した言葉である。これまでは、司法修習終了後、弁護士としてのノウハウを得るために、弁護士は弁護士事務所勤務を数年経てから独立すると理解されてきた。
- 7 司法試験合格後、弁護士として働き始めるまでには、次のようなステップがある。司法試験合格→司法修習→司法修習生考試→弁護士登録。弁護士未登録者とは、弁護士資格を取得した状態であるにもかかわらず、弁護士資格を用いて働かないことを選択した人を指す。

【参考文献】

- 日本弁護士連合会編著 [2006] 『弁護士白書 2006年版』日本弁護士連合会
- 日本弁護士連合会編著 [2008] 『弁護士白書 2008年版』日本弁護士連合会
- 日本弁護士連合会編著 [2011] 『弁護士白書 2011年版』日本弁護士連合会
- 日本弁護士連合会 [2011] 『自由と正義第62巻第6号 2011年臨時増刊号』日本弁護士連合会
- ポール・ヘイン [2003] 『経済学入門—経済学の考え方—』ピアソン・エデュケーション

高中正彦編 [2006] 『弁護士法概説第3版』三省堂

【資料】

- 法務省 2012年4月 新しい法曹制度の導入経緯と現状について
- 日本弁護士連合会 2011年11月 法律事務所の弁護士求人アンケート【2011】分析結果と対策
- 日本弁護士連合会 2011年3月 法曹人口政策に関する緊急提言
- 総務省 2012年4月 法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する政策評価書
- 総務省 2009年8月18日 労働力調査結果を見る際のポイントNo.11
- 司法制度改革審議会 2001年6月12日 司法制度改革審議会意見書
- 司法制度改革推進本部 2002年3月19日 司法制度改革推進
- 山本実 [2008] 『弁護士及び弁護士事務所の経営戦略』立教ビジネスデザイン研究科 pp199 - 211
- 山本実 [2008] 『弁護士及び弁護士事務所の経営戦略』立教ビジネスデザイン研究科修士調査研究レポート

【インターネット資料】

- 朝日新聞デジタル 「法曹養成見直し、有識者会議の設置を閣議決定」 <http://www.asahi.com/job/news/TKY201208210168.html> (2012年8月21日他閲覧)
- 法務省 「法曹の養成に関するフォーラム」 http://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/housei01_00044.html (2012年8月他閲覧)
- 法務省 「法曹養成制度改革検討会議」 http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00001.html (2012年8月他閲覧)
- 毎日.jp 「司法修習生：就職難 弁護士希望者の「未定」4割超」 (2012年8月18日他閲覧)
- 日本経済新聞 web 刊 「弁護士深刻さ増す就職難日弁連は勧告歓迎」 (2012年4月20日他閲覧)
- 日本経済新聞 web 刊 「弁護士ミスマッチ本当に就職難なのか」 (2012年8月20日他閲覧)
- 司法制度改革審議会意見書 <http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/index.html> (2012年8月3日他閲覧)
- 首相官邸 「司法制度改革推進会議」 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/> (2012年8月15日他閲覧)

